



2024～25年育児介護休業法 改正ポイント

日時:令和6年11月11日(月) 11:00～12:00

場所:WEB会議形式 (teams)

定員:5名限定(先着順) 受講料無料

2022年、2023年に続き、2025年にも育児・介護休業法が改正されます。改正の背景や主要なポイント、そして企業が準備すべきことなどをわかりやすくご説明します。

【内容】

具体的な変更点

- ・ 始業時刻等の変更
- ・ テレワーク・短時間勤務
- ・ 新たな休暇の付与（年10日程度）
- ・ その他の措置（保育施設の設置運営等）



講師 安江佳世

(やすえかよ)

石川県よろず支援拠点
コーディネーター

● 専門分類

労務相談、創業支援

● 勤務 第2・4月曜

お問い合わせ
申込先

石川県よろず支援拠点（公財）石川県産業創出支援機構

住所：石川県金沢市鞍月2-20 石川県地場産業振興センター
新館1階

TEL：076-267-6711

参加申込は、お申込み用紙を記入しメールで送付してください。

yorozu@ishikawa-yorozushien.go.jp

※各種コンサル、同業者の方はご参加いただけません

参加申込書は、石川県よろず支援拠点のホームページからダウンロードできます。

https://ishikawa-yorozushien.go.jp/consultation/#application_dl